

議案第 54 号

三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約
の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、三重県自治会館組合の共同処理する事務に「常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務」及び「消防救急無線設備（移動局無線設備及びこれと同等の設備構成となる無線設備を除く。）の整備及び管理に関する事務（三重県の区域を 1 つの区域として行うものに限る。）」を追加すること並びに三重県自治会館組合規約の一部を変更する規約を別紙のように定めることについて、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 24 年 2 月 28 日提出

伊賀市長 内 保 博 仁

記

三重県自治会館組合規約の一部を変更する規約

三重県自治会館組合規約（昭和 62 年地第 885 号許可）の一部を次のように変更する。
題名を次のように改める。

三重県市町総合事務組合規約

第 1 条中「三重県自治会館組合」を「三重県市町総合事務組合」に改める。

第 3 条各号列記以外の部分を次のように改める。

組合は、関係市町に係る次の各号に掲げる事務を共同処理する。

第 3 条第 2 号中「関係市町の」を削り、「研修」を「共同研修」に改め、同条に次の 2 号及び 1 項を加える。

- (5) 常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務（以下「退職手当支給事務」という。）
- (6) 消防救急無線設備（移動局無線設備及びこれと同等の設備構成となる無線設備を除く。）の整備及び管理に関する事務（三重県の区域を 1 つの区域として行うものに限る。）

2 前項各号の事務を共同処理する関係市町は、別表第 2 右欄に掲げる市町とする。

第 5 条第 1 項各号列記以外の部分中「8 人」を「12 人」に改め、同項第 2 号及び第 4 号中「1 人」を「3 人」に改める。

第 7 条第 1 項中「副管理者」の次に「それぞれ 1 人」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 管理者及び副管理者は、組合議員と兼ねることができない。

第 10 条第 2 項中「識見を有する者」を「人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）」に改める。

第 11 条第 1 項中「負担金」の次に「（以下「市町負担金」という。）」を加え、「あてる」を「充てる」に改め、同条第 2 項を削る。

第 11 条の次に次の 3 条を加える。

（退職手当関係市町の負担金）

第 12 条 退職手当支給事務を共同処理する関係市町（以下「退職手当関係市町」という。）

は、退職手当関係市町の職員に対し、退職手当を支給するために要する経費に相当する金額を、条例の定めるところにより、市町負担金として負担しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、整理による退職手当その他特別の退職手当を受ける職員の

属する退職手当関係市町は、その支給に要する経費の一部又は全部を条例の定めるところにより、市町負担金として負担しなければならない。

(脱退による負担金の清算)

第13条 退職手当支給事務から脱退する場合は、当該退職手当関係市町(以下「脱退市町」という。)が組合に納付した退職手当の支給事務に係る負担金の額の100分の95に相当する額から、組合が脱退市町の職員に支払った退職手当の額を差し引き、剰余を生じたときは組合は脱退市町に剰余額を還付し、不足を生じたときは脱退市町は組合に不足額を納付しなければならない。ただし、地方公共団体の廃置分合に伴い退職手当関係市町が退職手当支給事務から脱退する場合においては、当該退職手当関係市町の職員であった者が引き続き退職手当関係市町の職員となるときは、この限りでない。

(共同処理する事務に係る負担金)

第14条 前2条に定めるもののほか、市町負担金の総額及び負担の割合は、第3条各号(第5号を除く。)に定める共同処理する事務に応じて条例でこれを定めるものとする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び3項を加える。

(退職手当支給事務に関する特例)

- 2 退職手当支給事務のうち、桑名市の常勤の職員の退職手当の支給に関する事務については、当分の間、平成16年12月5日現在において、多度町又は長島町の常勤の職員であった者の退職手当の支給に関する事務に限るものとする。
- 3 退職手当支給事務のうち、伊勢市の常勤の職員の退職手当の支給に関する事務については、当分の間、平成17年10月31日現在において、二見町、小俣町又は御園村の常勤の職員であった者の退職手当の支給に関する事務に限るものとする。
- 4 退職手当支給事務のうち、津市の市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び水道事業管理者の退職手当の支給事務については、当分の間、退職手当支給事務から除くものとする。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第3条関係)

共同処理する事務	共同処理する市町
----------	----------

第3条第1項第1号から第3号まで及び第6号に定める事務	別表第1に定める市町
第3条第1項第4号に定める事務	津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、いなべ市、志摩市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町
第3条第1項第5号に定める事務	津市、伊勢市、桑名市、いなべ市、志摩市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成24年5月1日から施行する。

(事務の承継)

- 2 三重県市町総合事務組合は、平成24年4月30日をもって解散する三重県市町職員退職手当組合（以下「退職手当組合」という。）の事務を承継する。

(増加した議員の選挙等)

- 3 この規約による改正後の三重県市町総合事務組規約（以下「改正後の規約」という。）第5条第1項の規定の適用により定数が増加する場合において行う選挙については、同条第2項の補欠選挙の例により行うものとする。

- 4 前項の規定により選任された者の任期は、改正後の規約第6条第1項の規定にかかわらず、平成25年10月13日までとする。

(退職手当組合の解散に伴う負担金等の取扱い)

- 5 平成24年4月30日までに、改正後の規約別表第2第3条第1項第5号に定める事務の項右欄に掲げる市町（以下この項において「退職手当関係市町」という。）が退職手当組合に納付した負担金の額又は退職手当組合が退職手当関係市町の職員に支払った退職手当の額は、改正後の規約第13条に規定する負担金の額又は退職手当の額とみなす。